

令和 8 年 4 月 農業委員会議事録

開 催 日：令和 8 年 4 月 2 4 日（金）
場 所：越谷市農業技術センター 2 階
研修室
開会時刻：午前 9 時 5 5 分

越 谷 市 農 業 委 員 会

1. 開催年月日 令和 8年4月24日（金）

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	出
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	出	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 中 村 清 彦
統括主幹 上 原 誠
主 幹 窪 田 知 美
主 任 島 田 祥 平

（説明員） 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免
について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時36分

9. 会議の内容

事 務 局 長

皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、事務局職員の変更につきましてご報告申し上げます。令和8年4月1日付の人事異動に伴いまして、事務局長に着任をさせていただきました、私、中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

同じく事務局の職員として着任いたしました島田主任でございます。

主 任

島田です。よろしくお願いいたします。

事 務 局 長

それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会します。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶を申し上げます。

会 長

おはようございます。どうもご苦労さまです。もう4月も終わりで、間もなく田植の時期がやってきます。5月、6月、7月は暑いという長期予報で、雨が多いような予報になっております。暑いといっても雨が多いということは、曇りの日が多いと思うので、前みたいな40度、酷暑ですか、今度呼び方が決まったそうですけれども、そこまでの暑さは来ないのかなとは思っておりますが、ここのところ十何度という寒暖差がありますので、十分体調には気をつけていただきたいと思います。

先日、農業新聞に米の生産費が2万500幾らという表示がされていまして。1俵2万円以上の経費がかかっているということを、農業新聞は農家の人しか見ていないので、もっとほかの新聞で報道してもらえると一般の市民の方にも分かってもらえるのかなと思っております。もうけなしで2万500円ということは、そこにもうけが入らないと25年の米が高くなったとき、農家は時給100円だとか、そんなことも評論家が言っていましたけれども、どう考えたってもうけを入れると3万円近くの金額をもらわないと合わないというのが実際の話です。今日の新聞には、財務省のほうから経費を9,500円ぐらいだったかな、30年度

の米の生産の生産費を1万円弱にしようという、そういうことが農業新聞に載っていました。24年が1万と800幾らだったそうです。急に25年が2万円超えだなんて、ちょっとどっちかの計算が間違っているのではないかなと思うぐらい倍になっておりましたので、いずれにしても2万円の経費、まして今戦争で油も高い。今回の肥料は、この戦争前に原料を仕入れた肥料なので、まあまあの値段ですけれども、今年の秋の肥料からは原料が高くなっていますし、入ってくるかどうかも分からないから、実際財務省が言っているそんな値段に、今の半減の数字になるかという、ちょっと疑問に思っております。いずれにしても、経費はほかの食材もそうですけれども、みんな上がっていますので、農家の手取りを考えたら、2万円の経費をかけて1俵を作っているのですから、どう考えたって、農家を続けていくためにはそれなりの金額をいただかないと続けていけないのが現状だと思います。

また、農機具の修理代だとかそういうものも上がっております。人件費が上がればおのずと修理代だって上がるのは当然で、それも何か抑制しようという話はしていますが、実際、人件費や部品代も上がっています。そんな関係で、経費はどんどん上がっていくのが普通かなと思っておりますが、半分にするというのは難しいなと思えます。

何はともあれ、これから暑くなります。熱中症にならないように十分に体調に気をつけて、水分を補給しながら農作業に励んでいただければと思います。

言葉整いませんが、冒頭の挨拶とさせていただきます。慎重審議よろしくをお願いします。

事務局 長

ありがとうございました。

本日は全員ご出席でございますので、総会は成立をしております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定によりまして、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から10番の中島委員、11番の瀬尾委員を指名いたします。よろしく

統 括 主 幹

お願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は4,508平方メートルです。通作距離は5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人1名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は4,508平方メートルです。通作距離は5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人1名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1,996平方メートルです。通作距離は1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

以上3件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について推進委員7番の高島委員より、3番について推進委員4番の林委員よりお願いいたします。

それでは、1番及び2番について高島委員よりお願いいたします。

7 番 推 進 委 員
(高 島 委 員)

1番の件について説明いたします。

4月10日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題ありません。

2番の件について説明します。

同じく4月10日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、

議長

4 番推進委員
(林委員)

議長

6 番委員
(山崎(保)委員)

統括主幹

6 番委員
(山崎(保)委員)

統括主幹

議長

6 番委員
(山崎(保)委員)

統括主幹

6 番委員
(山崎(保)委員)

農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題ありません。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

続いて、3 番について林委員よりお願いいたします。

3 番の件について説明します。

4 月10日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

6 番、山崎です。確認したいのですが、この1 番、2 番申請者の農業収入はどのくらいあるのでしょうか。

収入ですか。

はい。営農拡張である以上、やっぱり所得を目的に農業をやると思うのですけれども。

申請書上は収入まで求めているので、こちらでは把握できておりません。

よろしいですか。

あんまりよろしくないですけれども。今後はそのくらいやらないと、もし営農拡張ということでやって、1 年、2 年、3 年先あたりにこの農地が住宅等に変更させられるというか、そういうふうに住宅地を供給されることがあるのかなと……

取得した本人ということですか。

はい、そういうことです。

統括主幹	申請書の中には誓約書を取っておりまして、取得した農地は農地として耕作していきますという誓約書は取っておりますので、それが何らかの理由で開発されてしまうということもあり得なくはないのですが、一応この段階では営農していきますという誓約書を頂いております。
議長	よろしいですか。 ほかに。
全議員	なし。
議長	ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について、事務局より説明願います。
統括主幹	議案書の2ページ及び3ページを御覧ください。 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。 それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、将来の育児を考え自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地周辺は自然が多く残る落ち着いた環境でありながら住宅も点在する地域で、近くには小学校や児童館など教育施設や大型スーパーもあり、静かな住環境と生活の利便性の両方を兼ね備えた場所で、妻の実家にも程近く、子育ての支援を受けることも期待でき、家族としてお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。 続きまして、2番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理

由といたしまして、譲受人は平成8年に市外に本店を置き、主にとび、鍛冶工事、地中埋設物撤去工事及び仮設の架台工事業を営む法人です。近年は受注件数も増加し、地中埋設物撤去工事などは特殊な重機を必要としますが、重機や連結備品も大型化し、これらの置場もない状態で、他社の敷地内に間借りして保管していましたが、自社で置場を確保するように求められ、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は倉庫です。転用理由といたしまして、譲受人は令和6年に市内に事務所を置き、運送業を営む4社を組合員として設立した協同組合です。主に海外から海運、空輸されたコンテナの通関業務、輸送業務、仕分業務及び配送業務を営んでおります。近年インターネットを利用した物品の販売業務により物流事業の需要は増加し続けており、現在使用している倉庫は協同組合の倉庫と組合員の倉庫で運営していますが、働き方改革関連の影響により輸送に支障が生じたり、大型車両の搬入時に近隣に迷惑をかけてしまうなど、既存倉庫の利用が難しい状況で、新たに倉庫の建設を計画し、土地を探していたところ、申請地は接道する道路幅員も広く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に息子と2人で居住しておりますが、息子の成長に伴い家族内のプライバシーの確保等、十分な居住空間を確保した自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、父親の所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は両親の住む住宅にも近く、老後の介護などお互い協力できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は児童発達支援事業所です。転用理由といたしまして、譲受人は平成27年に市内に事務所を置き、主に児童発達支援事業所及び児童発達支援放課後デイサービス事

業所を運営する法人です。現在市内の賃貸物件にて事業展開していますが、利用者の保護者より入浴サービスやコミュニティスペースなどの設置の要望が寄せられ、また児童の遊び場の確保や災害時の福祉避難所としての整備を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在運営している施設からも程近く、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は平成16年に市外に本店を置き、主に土木工事を営む法人です。現在使用している資材置場は残土で満杯状態となっていて、土木工事で必要となる砕石や他の資材などとの混同による品質低下を避けるため、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも程近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、1番から6番について瀬尾委員よりお願いいたします。

1 1 番 委 員
(瀬尾委員)

それでは、ご説明いたします。

1番の件についてご説明いたします。

4月14日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。東側及び南側の道路接続部分を除いて周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。

同じく4月14日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転

用目的は資材置場です。北側出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

続きまして、3番の件についてご説明いたします。

同じく4月14日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は倉庫敷地であります。南側出入口部分及び北側一体利用地を除いて、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、4番の件についてご報告いたします。

4月14日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。東側出入口部分を除いて、西側は隣地と平坦、その他の周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、5番の件についてご説明いたします。

同じく14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は児童発達支援事業所であります。北側出入口部分を除いて、周囲をL型コンクリート擁壁及びコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

引き続き6番の件についてご説明いたします。

同じく4月14日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場であります。南側出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

議

長

全 員 議 長	なし。 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。
議 長	原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
議 長	続きまして、第2号議案の7番から12番について、事務局より説明願います。
統 括 主 幹	議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から12番について説明します。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。 それでは、7番の概要ですが、転用目的は資材置場の敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は平成26年に市内に本店を置き、主に解体工事業を営む法人です。現在使用している資材置場は、重機、車両及び足場材などの資材で一杯で、工事工程が合わないときなどは荷さばき場がなくなってしまう状態で、道路上に車両を待機させて荷さばきをしている状況です。近隣住民への迷惑や安全面を考慮し、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも程近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。 なお、令和8年1月27日付で資材置場として農用地区域から除かれています。 続きまして、8番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は令和1年に市外に本店を置き、主に外壁工事、土木解体工事等建設関連工事業を営む個人事業主です。現在、自宅敷地内に資材と車両を保管していますが、受注件数の増加に伴い、資材の保管スペースが不足し、各現場ごとに資材等の運搬や保管をやりくりしている状況で、作業効率の悪さや安全管理の面も配慮し、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社から

も程近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、独立して生活できる環境の自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地近くには小中学校や商業施設があり、生活環境も整っていて、両親の住む住宅にも程近く、お互いに助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供3人、計5人で居住しておりますが、手狭になり、十分な居住空間を確保した戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、祖母の所有する土地を借受けできることになりました。申請地は祖母や母の住む住宅にも近く、老後の介護や子育てへの協力などお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は、現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は父の住む住宅にも程近く、子供が生まれた際には助力を受けることも可能であり、父に何かあったときなどに駆けつけることもできるなど、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は平成14年に市外に本店を置き、主に電気配線工事及び電気通信工事業を営む法人です。近年は受注件数も増加傾向にあり、それに伴い電線ケーブル、配管材等の資材の取扱い量も増加し、現在は自宅敷地内や各現場に仮置き、また親族の土地を間借りするなどで対応していますが、管理方法や資材の運搬に非効率な状態が生じていて、これらを解消するため、新たに資材置場を計画し土地を探していたところ、申請地は本社からも程近く、幹線道路へのアク

議 長

セスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、7番について私から、8番について白鳥委員、9番及び10番について田口委員、11番及び12番について石塚委員よりお願いいたします。

それでは、7番について私から説明いたします。

7番の件について説明いたします。

4月20日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場の敷地拡張です。南側一体利用地を除き、周囲を新設コンクリートブロック及び仮囲いを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、8番について白鳥委員よりお願いいたします。

5 番 委 員
(白鳥委員)

8番の件について説明します。

4月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場です。南側出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

9番及び10番について、田口委員よりお願いいたします。

3 番 委 員
(田口委員)

それでは、9番の件について説明します。

4月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側は平坦地のため防除なし、西側は一体利用地及び平

議 長

2 番 委 員
(石塚委員)

議 長

全 員
議 長

坦地のため防除なし、北側及び南側は北側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、10番の件について説明します。

同じく4月の15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側、南側、西側の道路に接する部分を除き、周囲に新設及び既設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、2件報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

11番及び12番について石塚委員よりお願いいたします。

11番の件について説明します。

4月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。周囲の住宅及び通路に接する部分を除き、東側及び南側を既設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、12番の件について説明します。

4月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田及び畑、転用目的は資材置場です。北側の出入口部分を除き、周囲に新設及び既設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議 長	〔挙手全員〕 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。 続きまして、第３号議案 農業委員会等に関する法律第26条第３項の規定による職員の任免について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹	議案書の５ページを御覧ください。 第３号議案 農業委員会等に関する法律第26条第３項の規定による職員の任免について説明いたします。 このたび、令８年４月１日付で越谷市の定期人事異動がありました。農業委員会事務局では、市民協働部市民活動支援課兼出羽地区センター・公民館より中村事務局長と越谷市立病院事務部庶務課管理担当より島田主任が配属されました。転出した職員は、関根事務局長が教育総務部教育総務課へ、小島主任が建設部下水道事業課設備担当に転出されました。 事務局からは以上です。
議 全 員	ただいまの件について質疑はございませんか。 なし。 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。
議 長	〔挙手全員〕 挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。 続きまして報告でございます。 事務局より報告願います。
統 括 主 幹	それでは、報告させていただきます。議案書の６ページを御覧ください。 第１号報告 農地法第３条の３の規定による届出の受理について、１件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のと

おりです。

続きまして、議案書の7ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の8ページから9ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、10件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告及び第3号報告についての届出は、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の10ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回1件の通知がありました。内容につきましては、議案書記載のとおりです。

報告事項は以上です。

議 長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、5月25日月曜日、午前10時から、この会議室で行います。

事 務 局 長

会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いします。

職 務 代 理

皆さん、本日はご苦労さまでございます。

週末から、ちまたではゴールデンウィークという休みが続くようなのですが、私たち農業者はあまり関係なく、むしろ忙しい時期かと思えます。体に気をつけてまた来月の農業委員会総会に出席をお願いします。

本日はご苦労さまでした。

事 務 局 長

ありがとうございました。

本日の総会は、これにて閉会といたします。

（閉会時刻：午前 10 時 36 分）

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和8年 4月24日

議 長

署名委員

署名委員